

◎もくじ

- 2.....国勢調査
- 3.....町からのお知らせ
 - マイナンバー
 - 国保・入札結果
 - 公民館事業
 - 年金・特別甲慰金
 - 介護予防教室・花いっぱい運動
・入札参加資格
 - 栄養料理教室・健康増進普及月間
・けんこう講演会
 - 世界アルツハイマー月間
 - 子育て支援センター
・危険物取扱者試験
- 12.....風を感じて (99)
- 13.....教室の窓からこんにちは (121)
- 14.....山武郡市中学校総合体育大会
- 15.....知ってるつもり (116)
- 16.....しばやまFOCUS
- 18.....暮らしの情報
- 22.....街角ズームIN vol.25
- 24.....I♥クラブ vol.13

歳時記

- 9月 1日(火) 芝山町シェイクアウト訓練
- 9日(水) 第3回芝山町議会定例会
- 18日(金)
- 19日(土) 芝山小学校運動会
- 20日(日) 敬老会
- 27日(日) 秋季町民野球大会
- 10月 3日(土) 第一・第三保育所運動会
- 4日(金) 芝山町町制施行60周年記念式典

9月の納期

- 国民健康保険税 3期分
- 固定資産税 3期分

※9月30日(水)までに納付しましょう

納税は便利な口座振替で!

口座振替の方は、残高の確認をお願いします

国勢調査 が始まります

☎ 総務課 企画政策係 ☎77 - 3921

国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした、国の最も重要な統計調査です。

今回の調査は、パソコン・タブレット・スマートフォンからもご回答いただけます。いつでもどこでも便利に回答ができるインターネット回答をご利用ください。

インターネット回答

回答 9月10日～20日

期間 9月10日～12日にかけて調査員がインターネット回答用IDを配布します。配布されたIDを使用し、9月20日までにパソコン、タブレット、スマートフォンなどからインターネットにアクセスし、画面の案内に沿ってご回答ください。

調査表での回答

回答 10月1日～7日

期間 9月26日～30日の間に、調査員が調査表の配布に伺います。調査票の記入が済みでしたら、「調査書類収納封筒」に封入して10月7日までに郵送してください。または、10月1日以降に調査員が受け取りに伺いますので、その際にお渡しください。

※回答方法は調査員が調査票配布時にお聞きしますので、郵送か調査員に手渡しをするかどちらかをお答えください。

回答の義務があります

国勢調査は、「統計法」という法律に基づき実施します。「統計法」では、正確な統計を作成するために、調査票項目に回答する義務（報告義務）が定められています。

安心してください！個人情報保護は保護されます

国勢調査は、「統計法」によって厳格な個人情報保護が定められています。国勢調査に従事するものには、「統計法」による守秘義務が課せられています。

「かたり調査」にご注意ください

調査員は「国勢調査員証」を身に付けています。不審に思われた場合は、総務課企画政策係までお問い合わせください。

◆ご不明な点はお問い合わせください。

国勢調査コールセンター

ナビダイヤル ☎0570-07-2015

I P 電話 ☎03-4330-2015

設置期間 10月31日まで

受付時間 午前8時～午後9時

(土日祝日もご利用になれます)

10月5日マイナンバー制度スタート

住民票の住所地にマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます

 町民税務課 戸籍係 ☎77 - 3911

住民票の住所地と異なる場所（居所）にお住まいの方は、住民票を異動（転出入など）していただくことが基本です。しかし、やむを得ない理由により住民票の住所地で通知カードを受け取ることができない方は、「居所情報登録申請書」を提出してください。居所が登録されれば通知カードの送付先を居所とすることができます。

申請が必要な方

- ・東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方
- ・DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所にお住まいの方
- ・1人暮らしで、医療機関・施設に長期間にわたって入院・入所されている方
- ・上記以外の方で、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない方

申請期間

9月25日まで（郵送の場合9月25日必着）

申請方法

持参または郵送

申請場所

芝山町に住民票のある方	芝山町役場 町民税務課 戸籍係
芝山町以外に住民票のある方	住民票のある市区町村役場・役所

通知カード編



提出書類

提出書類	居所情報登録申請書	役場窓口、総務省ホームページで入手
添付書類 (運転免許証などは 写しを提出)	申請者の本人確認書類	運転免許証、写真付住基カードなど
	居所に居住していることを証する書類	公共料金の領収書、賃貸借契約書など
	代理人の代理権を証明する書類	委任状、法定代理人の戸籍謄本など
	代理人の本人確認書類	運転免許証、写真付住基カードなど

※居所情報登録申請書の書き方が分からない場合や添付書類などについて不明な点は、お問い合わせください。

※申請書には日中に連絡がとれる連絡先電話番号を必ず記入してください。

※総務省ホームページhttp://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/



マイナンバー制度に関するお問い合わせ

0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

午前9時30分～午後5時30分（土日祝日・年末年始を除く）

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※外国語対応（英語）☎0570-20-0291

※一部IP電話などで上記ダイヤルにつながらない場合 ☎050-3816-9405